

ワンルームマンションの計画について

【1】目的

ワンルームマンションは、豊中市内でも数多く建設されていますが、ゴミ出しの問題や騒音、違法駐車・駐輪等について近隣住民とトラブルが発生しているケースがあります。

このため豊中市では、ワンルームマンションを建てる際には、とりわけ建物が建てられた後の適切な維持管理に対する配慮と一定水準の居住環境の確保をお願いしています。

【2】指導内容

- ・建物や居住される方々の適切な維持管理を行うために、常駐可能な管理人室の設置をお願いしています。
- ・共同住宅の一戸当りの専用面積は、ユーティリティスペース等を踏まえ適度な居住空間を確保していただけるように、20㎡以上を確保するようお願いしています。
(バルコニー、パイプシャフト部分等を除く。)

【3】その他

ワンルームマンションは、賃貸形式がほとんどです。家主となられる建築主の方は、建物が完成した後も円滑な維持管理と、近隣に配慮した住環境の創出にご協力ください。

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2860